# 3 大田勤議員

- 1 自然再生エネルギーの取組について
- 2 銭湯がなくなった後の町の施策について
- 3 保育所施設の耐震化の促進について
- 4 公営住宅減免基準について
- 5 岩内町立小学校統廃合について



# 1 自然再生エネルギーの取組について

私は、日本共産党岩内町議団を代表して、町政に対する一般質問を行います。まず最初に、自然再生エネルギーの取組についてお伺いいたします。

道は、2001年「北海道省エネルギー新エネルギー促進条例」を制定し、2002年にこれを具体化した「北海道省エネルギー新エネルギー促進行動計画」を策定しました。

その後、2011年3月の東日本大震災を契機に原子力を含めたエネルギー政策をめぐる情勢変化をふまえ、省エネルギーの促進と新エネルギーの開発導入に向けた取組の一層の強化を図り、目指す姿を明らかにした「北海道省エネルギー新エネルギー促進行動計画」(第2期)を今年3月新たに策定しました。

このもととなっている「北海道省エネルギー新エネルギー促進条例」は、その 冒頭の付則で、原子力について「放射性廃棄物の処理及び処分方法が確立されて いないなどの問題があることから過渡的エネルギーと位置づけられる」「脱原発 の視点に立って限りある資源を可能な限り将来に引き継ぐと共に、北海道内で自 立的に確保出来る新しいエネルギーの利用を拡大する責務を有している」とうた っています。

このように規定する条例について町長はどのように受け止めているのかお伺いいたします。

わが党は、これまでも繰り返し原発からの撤退と原発に頼らない自然再生エネルギーへの取組を求めてきました。

新たな道の第2期行動計画では「中長期的には持続可能な省エネルギーの実現と新エネルギーを主要な電源のひとつとして目指す」と明記され、また、「地域に賦存するエネルギー資源を認識し域内循環により地域を活性化し、地域の豊かさを生み出すエネルギーの地産地消に取り組む市町村や地域を拡げ、地域特性を生かした消エネルギーの促進や新エネルギーの導入に努める」としています。

そして、これらの目的を達成するためにきめ細かな支援を行うとし、新エネルギーの賦存量など関連する最新の情報を調査し、地域の取組の契機となるよう情報の活用をわかりやすく提案するとともに、地域の研修会への専門の人材の派遣、事業計画の検討にむけた相談機能の整備、事業可能性調査への支援を行い、新エネルギー導入を加速させていくとしています。

この第2期行動計画の地域での取り組みの事例として、缶詰殺菌後の冷却水毎時10~30tから排水熱回収型ヒートポンプにより排水熱を有効利用し、重油、CO2の削減に取り組んでいる岩内町の企業が紹介されています。

わが党の3月定例会での質問の中で平成10年から11年にかけて自然エネルギーの賦存状況と利用可能性調査をしたと答弁しています。

調査の内容についてお伺いいたします。

浄水場の導水管を利用しての発電、ゴミ焼却場の廃熱利用、小水力、小型風力、太陽光、太陽熱、地熱、バイオマスなど身近なものから規模の大きいものも含めて可能性を探っていけば、少なくない賦存量があると思われます。

町長は昨年の町長選挙の中で「将来的には代替エネルギーの導入もはかっていかなければならない」と町民に訴えています。

また、本年3月に策定された岩内町住生活基本計画では「地域の自然や景観を保全し共生を図っていくとともに太陽光や地熱などの自然エネルギーの活用促進にむけて検討を行う」としています。

自然エネルギーの導入は、調査計画だけで相当の年月を要するものもあり、道としても箇々の課題についてきめ細かく対応し、支援していく、是非取り組んでいただきたい。と表明しています。

岩内町としても将来の問題としてではなく、今まさに取組が求められている問題としてすみやかに検討されるべきと思いますが、いかがですか。

## 【答 弁】

## 町 長:

大田議員からは、5点にわたるご質問でありますが、5点めにつきましては、教育委員会から答弁申し上げ、私から4点についてお答えいたします。

1点めは、自然再生エネルギーの取組について3項目にわたるご質問であります。

1項めは、北海道省エネルギー・新エネルギー促進条例に対する認識についてであります。

この道条例は、エネルギーの使用の効率化、新たなエネルギーの開発や導入の促進に取り組むことにより、北海道の社会経済の健全な発展と道民生活の安定に寄与することを目的としており、北海道知事が、北海道全体の発展に対する責務の中で制定された、重要な条例と認識しているところであります。

また、新たな北海道省エネルギー・新エネルギー促進行動計画においては、原子力発電、再生可能エネルギーなどを聖域なくとらえ、近い将来の本道のエネルギー全体のベストミックスを目指して、目標を設定したものと理解しており、私としては、安全性の確保を前提とした原子力発電による電力の安定供給の確保、太陽光や風力、バイオマス、雪氷などの地域資源を生かした再生可能エネルギーの利用拡大は、エネルギー需給の安定と低炭素社会の実現にとって大切なことであると考えております。

2項めは、「岩内町新エネルギービジョン策定事業調査」の調査内容についてであります。

この新エネルギービジョンは、岩内町内においての賦存状況を把握し、まちづくりに即した新エネルギーの導入に向けた取り組みを提示するため、平成10年、11年の2カ年で調査・検討を行い、平成12年2月に策定されたものであります。

調査としては、太陽光、太陽熱、風力、深層熱水、地下水、し尿廃棄物の 6 エネルギーの賦存状況と、利用可能性などを調査しており、その結果、風 力と深層熱水が岩内町における有効活用可能なエネルギーと取りまとめられたところであります。

3項めは自然エネルギーの取組についてであります。

私たちが住む北海道は、自然エネルギーに対するポテンシャルは非常に高い ものを保持しており、特に風力発電においては気象条件と広大な土地を持つ 優位性により、全国2位の設備容量となっております。

また、再生可能エネルギーで発電した電気を、発電者に有利な価格で買い取ることを電力会社に義務付ける「固定価格買い取り制度」が7月1日よりスタートし、さらには、北海道電力において電力系統の連係可能量を拡大する取り組みが進められていることなどから、再生可能エネルギー導入に弾みがつくものと認識しております。

町といたしましては、土地利用規制上の課題はあるものの、海の上に設置する洋上風力発電の可能性に関心を持っており、先進地視察による情報収集など、風力発電が本地域にとって持続可能なエネルギー施策となり得るかを検討してまいりたいと考えております。

## く再質問>

北海道省エネルギー新エネルギー促進条例についての原子力の規定は過渡的エネルギー、脱原発の視点で省エネルギー新エネルギーの導入をめざすとしており、将来のエネルギーのあり方を示したものとして先進的であり、第2期行動計画においても脱原発の視点でエネルギーのあり方を探求するとしており、ここにこそ、この条例の本来的意義があると考えますが、いかがですか。

また、「岩内町新エネルギービジョン策定事業調査」についてですが、東日本大震災と福島事故を契機に国民的に省エネルギー、自然再生エネルギーについての関心が高まっており、規模の大きいものでなくとも、身近なところにあるエネルギー源を見直すことは省エネ、新エネを自らの問題として考える上でも必要であり、道などとも連携をとりながら、あらためて様々なエネルギー源についての賦存量調査などを行うことが必要と思いますが、いかがですか。

電力の固定価格買取制度がスタートしますが、太陽光発電などについても初期 投資が大きいため、国の補助制度などがどうしても必要と思いますが、そのよう な施策があれば飛躍的に拡大できると思います。

国や道へも働きかけてこういったことにも目を向けていくことが必要と思いますが、いかがですか。

### 【答 弁】

#### 町 長:

大田議員からは、4点にわたる再質問ですが、順次、お答えいたします。 1点めは、自然再生エネルギーの取り組みについて、3項目のご質問であります。

1項めは、北海道省エネルギー・新エネルギー促進条例の本来意義についてであります。

この道条例は、エネルギーの使用の効率化、新エネルギーの開発や、導入の促進に取り組むことにより、北海道全体の発展と、道民生活の向上に寄与することを目的とした条例と認識しており、また、新たな、行動促進計画では、原子力発電、再生可能エネルギーなどを聖域なくとらえ、近い将来の本

道のエネルギー全体のベストミックスを目指して目標を設定したものと理解 しております。

2項めは、様々な新エネルギーの賦存量調査を行うべき、とのご質問であります。

現在、北海道においては、新エネルギー導入の取り組みを推進するために、 導入検討の基礎情報として、新エネルギーによる発電や熱供給の可能量を簡 易な手法で算出できるソフトウエアを開発したところであり、町といたしま しては、こうしたソフトを活用するのも一つの手法と考えておりますが、基 本的には、洋上風力発電に関心を持っており、先進地視察による情報収集な ど、岩内町にとって、風力発電が、持続可能なエネルギー施策となり得るか を検討してまいりたいと考えております。

3項めは、自然エネルギーに関する補助制度についてであります。

東日本大震災以降、再生可能エネルギーに関する関心が高まる中、今後、 国においても各種補助制度の充実が図られるものと考えており、今後とも国、 道の動向に注視してまいります。

#### < 再 々 質 問 >

原発問題では、原子力発電、再生可能エネルギーなどを聖域なくとらえ、近い将来の本道のエネルギー全体のベストミックスを目指して目標を設定したものとの答弁を繰り返していますが、原子力は過渡的エネルギーであり脱原発の視点で、省エネルギー新エネルギーの加速度的導入をはかるという新エネルギーを主要な電源のひとつとなる事を目指す、このことに大きな重点が置かれている最大の眼目だと言うことを指摘したいと思います。

洋上風力に関心があるのはそれでいいが、多用なエネルギー源を生かしてエネルギーの地産地消めざすことが地域の活性化につながると考えますが、いかがですか。

#### 【答 弁】

#### 町 長:

大田議員の再々質問にお答えいたします。

- 4点にわたるご質問であります。
- 1点めは、多様なエネルギー源を活用して、地域活性化を図るべき、とのご質問であります。

前回策定した、岩内町新エネルギービジョンの中で、風力発電が、当地域における有効活用可能なエネルギーの一つとして取りまとめられたところであり、町としては、再生可能エネルギーを活用した地域活性化の手法の一つとして、風力発電の活用方策について検討して参りたいと考えております。

# 2 銭湯がなくなった後の町の施策について

次に、銭湯がなくなった後の町の施策についてお伺いいたします。

数年前から銭湯の存続を危ぶむ声が住民から多く寄せられ、共産党は何とかしてその経営存続の道を探る提案をしてきましたが、残念ながら今は銭湯が1軒もない状況になってしまいました。

一方、地方自治法第1条の2では「地方公共団体は、住民福祉の増進を図ることを基本として、地域における行政を自主的かつ総合的に実施する役割を広く担うものとする。

国は住民に身近な行政はできる限り地方自治体に委ねることを基本として、地方公共団体の自主性及び自立性が十分に発揮されるようにしなければならない。」としています。

ところが岩内町には風呂の付いていない町営住宅があり、そこに入居している 世帯が5月31日現在で341世帯546人となっています。

町としてこの解決しなければならない問題をどのように考えていますか。

近隣の例では、余市町の沢町にあった銭湯は、現在社会福祉法人 余市幸住学園によって引き継がれています。

この「幸の湯」は、障害者の就労継続支援事業の場にもなっています。

また、仁木町では高齢者の福祉施設をかねて指定管理者制度で銭湯を経営しています。

寿都町では銭湯がなくなり高齢者には路線バスを活用し、ゆべつの湯を利用する町民の利便性を確保するため申請時に手続料として、500円から1,000円支払うと1年間、自宅最寄のバス停から「ゆべつの湯」へ乗車できるようにバス代の援助を行っています。

こうした自治体独自の取組と銭湯には、本来持っている役割に加え、二酸化炭素排出削減にもなります。

子供たちの情操教育の場でもあり、大人達の社交場でもあり内風呂があっても、 歩いて行けるなら銭湯に行きたいという人もおります。

軽トラ市もプレミアム商品券も一時的な賑わいを創り出しては居ますが、銭湯は街の長期的な活性化の一環になる施策と考えられませんか。

風呂のない世帯もあり急いで解決しなければならないこの問題をどのような 姿勢で臨んでいますか。

銭湯への、国及び道の補助金はどのようなものがありますか。

### 【答 弁】

#### 町 長:

2点めは、銭湯がなくなった後の町の施策について、4項目にわたるご質問であります。

町内で唯一営業していた銭湯が、平成24年3月31日をもって廃業したことにより、誠に残念ながら本町では、公衆浴場法などに基づく銭湯が全てなくなることとなりました。

このため、ただちに入浴にお困りの方々への相談窓口を開設し、対処して きたところでありますが、ご指摘にもありますように、風呂の付いていない 町営住宅もあることから、中長期的な対応も踏まえて順次お答えいたします。

1項めは、主に風呂の付いていない町営住宅について、町としてこの解決

しなければならない問題をどのように考えているか、でありますが、風呂の付いていない町営住宅につきましては、耐用年数を大幅に経過した住宅となっており、現行の「岩内町営住宅ストック総合活用計画」の中で今後ストックを予定している風呂付住宅への住替えを進めると共に、用途廃止及び除却を順次予定しているところであります。

また、本年度は、平成26年度以降に実施する町営住宅全般に係る建替事業やストック改善事業などに関する「公営住宅等長寿命化計画」を策定する予定であることから、風呂のない町営住宅につきましても、本計画に組み込み、優先的に対応することができるよう配慮してまいります。

2項めは、銭湯は街の長期的な活性化の一環になる施策と考えられないか、 についてであります。

街なかの賑わい、とりわけ商工業を含む経済的な活性化については、企業や個人経営者の方々が本町を基点にそれぞれの産業分野において、生業の安定化と伸展を図るため、懸命に活動されてきており、こうした長年に亘る積み重ねが相乗効果として町経済への活性化を促し、長期的に継続されていくものと考えております。

したがいまして、銭湯経営に限って長期的な活性化につながる施策の一環であるとの判断はくだし得ない難しいものと考えております。

3項めは、風呂のない世帯もあり急いで解決しなければならない問題への 対応についてであります。

町といたしましては、自宅に風呂がなくお困りの方に対し、本年4月2日から6月30日までの間、64歳以下の方について、臨時的措置として老人福祉センターの入浴施設を利用できる措置をとってきたところであり、合わせて今後の対応策についても検討を重ね、関係団体等にも働きかけをしてきたところであります。

こうした中、民間の温泉宿泊事業者のご協力をいただき、現在運行されている無料バスについて、日中の運行だけでなく、1週間に3日、夜間一便が増便されることとなり、既存の路線バス運行を含め、入浴及び交通手段の便宜が一層図られることとなったところであります。

なお、この無料バスの増便による新たな運行は、本年7月3日火曜日から 開始される予定であり、その後の運行についても、利用者の状況を踏まえ検 討を加えていくとのことであります。

したがいまして、自宅に風呂がなくお困りの方への入浴の機会については、一定の確保が図られたものと考えており、今後は民間事業者によるバスの運行が安定的に継続されるよう、町としても要望してまいりたいと考えております。

4項めは、銭湯への国及び道の補助金はどのようなものがあるか、についてであります。

国から銭湯経営者へ直接補助する制度はありませんが、関連のあるものとしては、障害者の自立支援と高齢者の就労の場に役立てる共生型事業に対し、事業者に補助する厚生労働省の地域介護・福祉空間整備推進事業交付金があります。

また、北海道による公衆浴場の利用促進及び公衆浴場の確保などのための、 公衆浴場対策事業費補助金として、公衆浴場利用促進事業費補助金、公衆浴 場確保対策事業費補助金、公衆浴場設備整備費補助金があり、いずれも補助 の対象者は、公衆浴場の営業者で構成されている、北海道公衆浴場業生活衛 生同業組合となっております。

# く再質問>

次に、公衆浴場について、風呂のない町営住宅の住民には風呂付住宅への住み替えを進めるとしていますが、今、現在、何世帯住み替えが可能で、4月1日以降、どの程度住み替えが進んでいますか。

老人福祉センターの入浴施設を利用された64歳以下の方は41名とのことですが、その方々へは7月1日からのことはどのように対応していますか。

民間の力を借りて、無料バスの週3回、夜間1便の増便は、夏を迎え風呂のない世帯の方々へは朗報ですが、他の対策はどのようなものを考えていますか。

# 【答弁】

### 町 長:

2点めは、公衆浴場について3項目にわたるご質問であります。

1項めは、風呂のない住宅に関する、住み替え可能な世帯数についてであります。

町営住宅総合ストック活用計画の中で、平成24年度までに用途廃止団地として位置付けている西宮園、相生、栄団地、島野の4団地については、住み替えを終了することで、現在計画を推進しているところであります。

こうした中、ご質問のありました、風呂のない町営住宅の住み替えについては、先ほどもご答弁申し上げましたとおり、今年度策定予定の町営住宅等長寿命化計画の中で、これまでの町営住宅ストック活用計画で、用途廃止団地として、位置づけした特に風呂のない団地については、入居者の意向も確認しながら、希望者に対しては、積極的な住み替えが進むよう対応して参りたいと考えております。

2項めは、臨時的措置として老人福祉センターの入浴施設を利用された6 4歳以下の方に対する7月1日からの対応についてであります。

民間の温泉宿泊事業者による無料バスの運行が決定したのち、本年6月2 2日までに、直接職員が41名の方々のご自宅を訪問し、臨時的措置の終了、 及び7月からの無料バスの運行について、ご説明したところであります。

3項めは、民間の温泉宿泊事業者による無料バス運行以外の対策について であります。

町としては、交通手段の確保の他、民間事業者による銭湯経営への新たな 取り組み、あるいは、既存公共施設の代替入浴施設への転換などの方策につ いて、検討及び働きかけをしてきたところでありますが、現下の社会状況等 を踏まえ、結果として町内入浴施設への交通手段の確保が、最良の選択肢で あると判断したところであります。

#### < 再 々 質 問 >

公衆浴場について、数年前から残念にも銭湯が1軒もなくなるのではないかということは予想可能であり、それへの対応も町は不十分なものでした。

なくなった後も臨時的措置で老人福祉センターの利用を4月から6月までとして、7月からは民間の無料バスを利用しての対応です。

このような「綱渡り」的対応では、なお風呂のない町営住宅に住んでいる34

1世帯546人の方々で入浴困難な方がいると思われますので、緊急にアンケートなどをして実態を把握し、国の交付金も利用して、十分な対策を立てるべきではありませんか。

新庁舎建設の資金の用意が可能でも公衆浴場を確保する難しさは何処にありますか。

憲法25条の精神を尊重して取り組むべきではありませんか。

## 【答 弁】

## 町 長:

2点めは、公衆浴場について2項目のご質問でありますが、1項めの風呂のない町営住宅の入居者への対策につきましては、今年度実施する公営住宅等長寿命化計画においてアンケートを実施する事となっておりますので、この結果を踏まえ、入居者の意向を把握し、今後の対応を検討して参ります。

2項めは、公衆浴場の確保に関するご質問でありますが、町としては、 入浴機会が確保されるよう願っているところであります。

# 3 保育所施設の耐震化の促進について

次に、保育所施設の耐震化促進についてお伺いいたします。

平成17年、耐震改修促進法の改正及び国の方針で、住宅及び多数のものが利用する建築物の耐震化を平成27年までに9割の目標が示され、これを受けて、 平成20年に岩内町耐震改修促進計画が策定されています。

町有公共施設は403棟でこの耐震化率は89%。

特定公共建築物は24棟で耐震化率75%。

指定避難施設は5棟で耐震化率は0%と報告していますが、指定避難施設5棟は何処を指しますか。

岩内町におけるコンクリート屋内退避の避難場所にもなる保育所の耐震診断は 行われていますか。

岩内町における保育所の耐震化は適用外とした根拠は何ですか。

小さなこどもたちが1日の大半をすごす保育所の早急な耐震化が進むよう取組を早めることが必要と思いますが具体的な計画は。

国の交付金・安心子ども基金や国の耐震診断のための補助制度を活用し耐震化の促進を図るべきと思うがいかがですか。

# 【答弁】

### 町 長:

3点めは、保育所施設の耐震化の促進について、5項目の質問でありますが、順次お答えいたします。

1項めは、指定避難施設5棟は何処を指すかとのことでありますが、指定 避難施設につきましては、「岩内町地域防災計画」の地震防災対策編におい て、6施設を定めております。

このうち、岩内高等学校については、北海道が管理する施設であることから、これを除いた、東小学校、中央小学校、西小学校、第一中学校及び第二中学校が、「岩内町耐震改修促進計画」における指定避難施設 5 棟となっております。

2項めは、保育所の耐震診断は行われているかとの、ご質問でありますが、昭和56年以前に建設された東山及び中央保育所の耐震診断は行っていない 状況にあります。

3項めは、保育所の耐震化は適用外とした根拠は何かとのご質問でありますが、「岩内町耐震改修促進計画」の対象建築物は、建築基準法の新耐震基準が施行される以前、つまり昭和56年6月1日以前の建物が対象となります。

しかし、この計画における公共建築物の耐震化に向けた基本的な取り組み 方針の中で、特定公共建築物及び災害時、特に「地震防災計画」の指定避難 施設として利用できる公共施設については、平成27年度までを耐震化の目 標として、取り組むこととしたものであります。

従いまして、東山及び中央保育所が昭和56年6月1日以前の建物として、 耐震化を促進する対象施設には該当するものの、特定公共建築物及び特に

「地震防災計画」に登載される指定避難施設の耐震化を優先的に進めること としたため、本計画の目標年次、つまり、平成27年度までの耐震化をめざ す対象施設にはならなかったものであります。 4項め、5項めは、保育所入所児童の安全確保について、関連がありますので、あわせてお答えいたします。

保育所は、児童福祉の推進という重要な役割を担うとともに、就学前の幼い児童が利用する施設でもあり、常に、児童の保護と権利の擁護などに配意していかなければならない施設であります。

こうしたことから、将来的には、保育所を含めた、公共施設全体の配置と 状況を勘案し、計画的に耐震診断を実施しなければならないものと考えてお りますが、その結果によっては、大規模な改修、あるいは改築などの必要性 も十分に考えられることから、実施年度については、今後とも慎重に検討し てまいります。

なお、それまでの間、児童の安全を確保するために必要な修繕等については、その都度、早急に対処し、良好な環境の維持に努めてまいります。

また、国等の助成制度の活用につきましては、安心子ども基金の対象事業として、地方公共団体が実施する耐震診断への助成制度はありませんが、国の交付金として、公共建築物への耐震診断及び耐震化への改修など、活用できる制度がありますので、実施段階においては、十分検討し、積極的な活用を図ってまいります。

#### < 再 質 問 >

次に、保育所の耐震化について伺います。

コンクリート屋内退避の避難場所になる3保育所で、56年以前の建築物は2 カ所。

対象となる東山保育所の避難収容能力296名。中央保育所537名。

避難場所として833名の避難民を収容する避難場所の耐震化は急がれます。 23年12月の保育所入所児は東山保育所52名。中央保育所62名です。

答弁は、東山、中央は診断を行っていないとのことですが、町長は22年第2回定例会の前田議員の質問に対して、東山保育所と中央保育所については、改正以前の建築物であることから、現在の耐震基準には達していない恐れも想定されるため、耐震診断の実施も含め、今後の施設のあり方など、検討が必要であると答えております。

また、22年9月の定例会では、町長は就学前の幼い児童が、毎日のように通い利用する施設であり、児童福祉の推進という重要な役割が、ますます高まる中で、町としては児童の保護と権利の擁護などに努め、将来的な公共施設の配置も行いながら、しかるべき時期に耐震診断を実施しなければならないと答えています。

また、24年の第3回定例会では、原子力防災計画におけるコンクリート屋内 退避所の指定の見直しが必要になってくると考えており、併せて地域防災計画と の整合性の精査など検討すべき事項や課題もあると考えている。

したがいまして、コンクリート屋内退避所の耐震化につきましては、これらの 方向性や検討事項を整理した上で、耐震診断の実施も含め、今後の施設のあり方 などを勘案しながら十分検討して参りたいと考えておりますと、児童の保護と権 利の擁護などに配意して行かなければならないと今回も答えております。

しかるべき時期とは、いつを指していたのか。

また、コンクリート屋内待避所の方向性や検討事項の整理は出来たのかお伺いします。

実施する耐震診断への助成制度はありませんと答弁していますが、保育所対象の国土交通省の耐震化に対する地方公共団体への支援で、社会資本整備総合交付金の活用では耐震診断を民間施設が実施した場合、国と地方で3分の2。

地方公共団体の場合は国が2分の1または3分の1交付とあります。

こうした交付金の活用を考えてはいなかったのですか。

また、活用できる制度は他にどのようなものがあるのですか。

以上、答弁を求めます。

## 【答 弁】

#### 町長:

4点めは、保育所の耐震化について、3項目の質問であります。

1項めは、しかるべき時期とは、いつを指しているのかでありますが、先に申し上げたとおり、耐震診断実施によっては、大規模改修、あるいは改築など十分考えられることなどから、年度間における町全体の事業調整も必要になってくるものと考えております。

したがいまして、今ただちに耐震診断の実施時期は、明言することは出来ませんが、今後における町全体の公共施設の配置等を十分念頭におき、耐震診断の実施時期について、決定してまいりたいと考えております。

2 項めは、コンクリート屋内避難所の方向性や検討事項の整理はできたのか、とのことであります。

東日本大震災において発生した複合災害を想定した場合、原子力防災計画 及び地域防災計画における避難施設の整合性が必要となってまいりますが、 北海道では、新たな津波浸水予想図の作成を進めており、この結果などを踏 まえた上で、避難施設の指定を含めた、方向性や検討事項の整理を行ってま いりたいと考えております。

3項めは、交付金の活用についてのご質問でありますが、先程もご答弁申 し上げましたとおり、保育所への国等の助成制度の活用については、国交省 の交付金を活用して耐震診断及び耐震化への改修は可能であるものと考えて おります。

以上です。

## < 再々質問 >

保育所の耐震促進について、国の交付金を活用し耐震診断及び耐震化への改修は可能と答えています。

保育所は避難所でもあり、就学前の幼い児童が利用する施設です。

避難住民や子供たちの命に関わる問題です。

速やかに取り組むべきと思いますが、いかがですか。

### 【答 弁】

#### 町 長:

3点めは、国の交付金を活用し、耐震診断及び改修を速やかに取り組むべきとのご質問であります。

先程から、答弁申し上げているとおり、今後におきましては、特に、公共施設の総合的な配置、あるいは、町全体の大規模事業に係る調整等が重要な時期を迎えることとなります。

従いまして、耐震診断の実施につきましては、なお、慎重に検討してまいりたいと考えております。

# 4 公営住宅減免基準について

次に、公営住宅減免基準についてお伺いいたします。

岩内町における人口割合の推移は、高齢者人口割合の増加が顕著であり、平成22年においては総人口14,451名の30.3%4,384名が65歳以上。また、住宅に住む一般世帯6,462世帯を総数とする割合では、平成22年度持ち家3,548戸、54.9%、民営借家1,240戸、19.2%、公営借家1,251戸、19.4%です。

北海道の公営借家178,393戸、7.5%と比較すると岩内町の公営借家割合は高い状況と報告され、65歳以上の親族のいる世帯数は持ち家が2,117世帯、70.6%、次いで公営借家に居住するが648世帯、21.6%です。全道値8.5%と比較すると高齢者の割合が高く、単身高齢者も多く居住し、高齢者住居の受け皿として、今後増加する高齢者世帯も安全・安心に暮らせる住まい・住環境に向け公営住宅が重要な役割を担っていると岩内町住生活基本計画に示されています。

公営住宅法 第1条 この法律は、国及び地方公共団体が協力して、健康で文化的な生活を営むに足りる住宅を建設し、これを住宅に困窮する低額所得者に対して低廉な家賃で賃貸することにより、国民生活の安定と社会福祉の増進に寄与することを目的とするとあります。

岩内町営住宅条例には入居者に対し第17条で家賃の減免または徴収猶予が定められ、1号には入居者又は同居者の収入が著しく低額であるときとなど4項目が規定されていますが、こうした条例設定の趣旨は。

この条例を受けて岩内町営住宅条例施行規則13条には、条例第17条第1号に該当する場合で、次のいずれかに該当するとき。

ア、生活保護法の規定による保護を受けているとき。

家賃から生活保護法の規定による住宅扶助基準額を減じた額。

- イ、収入が生活保護法に基づく保護基準月額の100分の105以下のとき。 家賃の全額。
- ウ、収入が保護基準月額の100分の105を超え、100分の120以下のとき。 家賃から収入の20分の1に相当するまでの額を減じた額。
- エ、収入が保護基準月額の100分の120を超え、100分の150以下のとき。 家賃から収入の10分の1に相当するまでの額を減じた額。
- オ、収入が当該住宅の家賃月額の5倍以下の場合、収入の5分の1に相当する までの額と定められていますが、65歳単身者で収入が生活保護法に基づく 保護基準月額は。
- イ、100分の105以下。ウ、100分の120以下。エ、100分の15 0以下の金額はいくらになるのか。
- 65歳以上の親族のいる世帯で公営借家に居住するが648世帯、21.6% とありますが、こうした入居者で国民年金受給者は40年欠かさずかけて老齢加 算でも年額79万円、月額66,000円、25年で49万円、月額41,000 円です。

公営借家に居住する65歳以上の単身者で100分の105以下に該当する世帯数は。

岩内町営住宅条例とは別に岩内町営住宅条例施行規則策定の趣旨は。 岩内町営住宅条例施行規則策定の入居資格では

- 1.60歳以上の者
- 2. 障害者基本法に規定する身体障害、精神障害、知的障害
- 3. 戦傷病者特別援護法に規定する戦傷病者
- 4. 原子爆弹被爆者
- 5.生活保護法に規定する被保護者、中国残留邦人などの自立の支援給付を受けている者
- 6. 海外からの引き揚げ者
- 7. ハンセン病療養所入所者
- 8.配偶者からの暴力を受けている被害者など

障害者や社会的弱者に対する規 程がきめ細かく規定され救済の減免条例が町営住宅条例と同じく家賃の減免 徴収猶予も定められています。

地方税法(個人の市町村民税の非課税の範囲)

第295条 市町村は、次の各号のいずれかに該当する者に対しては市町村民 税を課することができない。

- 1.生活保護法の規定による生活扶助を受けている者
- 2. 障害者、未成年者、寡婦又は寡夫(これらのの前年の合計所得金額が125万円を超える場合を除く。)とあります。
- こうした税法を受けて他市町村では「地方税法第295条第1項の規定による 市町村民税の非課税世帯であるとき、当該住宅使用料の4分の1を減免する」。 「前項の非課税世帯のうち、収入の基礎となる収入金額がないとき当該住宅使用 料の2分の1に相当する額」を減額。
- 一般減免(収入が著しく低額である方)、特別減免(障害者・老人世帯・母子家庭等)の制度を策定しています。

父子世帯又は母子世帯で、当該 父又は母が高校生以下の子女を扶養している 世帯へ減免し弱者対策に取り組んでいますが、岩内町ではこうした入居資格に寡 婦又は寡夫、母子・父子家庭が入っていません。

これだけ細かく弱者への対応をしているのに何故、母子・父子家庭を入れなかったのか、その根拠は。

対象となる母子・父子世帯数は。

現在の条例17条で母子・父子家庭の減免・徴収猶予の対応は行っていますか。 新たに125万円以下の住民税非課税世帯に対する減免条例を策定すべきでは ないのか。

入居しようとする方の中に高齢者・障がい者・小学校就学前の子どもがいる等、 自力で民間賃貸住宅を確保することが困難であり、住宅の困窮度が非常に高い状態にあるため収入基準が緩和されているのが裁量階層世帯です。

この中に母子・父子世帯を加えるべきではないのですか。

減免制度の周知では、岩内町が行う入居基準に合わせて家賃の算定や決定をするため、毎年入居者に収入申告をさせていますが、こうした減免規定があることを入居住民へ周知していますか。

周知したのであればその方法は。

こうした減免申請は対象世帯で何%実施されていますか。

岩内町営住宅条例施行規則12条では家賃の決定方法に設備の利便性を取りいれ浴室がある場合や便所機能について利便性に欠ける所には係数を減じて家賃に反映させています。

宮園団地など4階建て住宅では1階住宅も4階住宅も家賃は一律です。

エレベーター無で3階以上に住んでいる世帯への家賃配慮など他町村では取り 組んでいます。

こうした係数の見直しも行う必要があるのではないのか。

岩内町営住宅条例第20条では入居者の負担する費用として汚物及びじん芥の 処理ならびに排水管などの清掃に関する費用としています。

排水管の掃除などでは東宮園団地、風呂場排水溝は自分で掃除をするにも設計上個人で出来る範囲が限られており、日常的な排水管掃除は詰まった場合困難です。

前住居者が出た後、こうした排水溝・排水管は完全に掃除をして次の入居者に渡している事と思いますがその確認はどうしているのか。

また、水道栓蛇口からの漏れなどは一定使用し減耗しなければ漏れないはずですが、入居入れ替え時には取り替えをしているのか。

入居後何年くらいを目途として入居者の負担としているのか。

こうした入居者の負担する費用が発生する件については、個々に相談にのり、 入居者負担を軽くするよう誠意を持って対応することが望まれますが、どのよう に考えていますか。

公営住宅法、第1条は住宅に困窮する低額所得者に対して低廉な家賃で賃貸することにより、国民生活の安定と社会福祉の増進に寄与するとあります。

入居者への家賃減免・徴収猶予、敷金減免制度などのきめ細かい周知、広報誌での全戸周知、町としての相談体制の充実、相談窓口の設置など住民福祉の立場から制度の主旨に沿って住民や入居者に公平に周知させるよう取り組むべきと思うが、いかがですか。

# 【答 弁】

#### 町 長:

4点めは、公営住宅減免基準について、18項目にわたるご質問であります。

順次お答えいたします。

1項めは、岩内町営住宅条例第17条家賃の減免又は、徴収猶予に関する 条例の趣旨についてであります。

家賃の算定につきましては、入居者間及び入居者と非入居者間における実質的公平性を確保することを趣旨とした、公営住宅法に定める、「応能応益家賃制度」により、入居者の収入に応じて家賃を算定しております。

こうした中、疾病や災害等により、著しく支出が増加したり、失職等により収入が減収するなど、入居者の家賃の支払い能力の全部又は、一部が一定期間失われ、これらの回復が容易に見込まれない場合には、当該入居者に係る、生活の安定と向上に寄与することを趣旨として条例を設定しております。 2項めと3項めのご質問につきましては、関連がございますので、あわせ

2項めと3項めのご質問につきましては、関連がございますので、あわせてお答えいたします。

公営住宅の家賃の減免に係る、生活保護法に基づく、保護基準月額についてのご質問であります。

岩内町は、保護の基準による、級地区分が3級地の1と、定められており、 該当区分に基づいた、生活保護基準額をもとに、減免額を決定しております。

保護基準月額の算出方法につきましては、年齢区分による基準額、世帯人 員別による基準額及び、冬期加算額、障害者加算額等を合計し、算出してお ります。

例として、65歳の単身世帯を参考に、保護基準額を算出すると、年齢区分基準額が29,600円、世帯人員別基準額が35,160円、冬期加算額が19,970円となり、合計いたしますと、夏期で65,210円、冬期で85,180円と、算出されます。

さらに、岩内町営住宅条例施行規則第13条、別表第2における、家賃減免要件イからエの基準額については、イ、100分の105の場合、夏期で68,470円、冬期で89,439円、ウ、100分の120の場合、夏期で78,252円、冬期で102,216円、エ、100分の150の場合、夏期で97,815円、冬期で127,770円と算出されます。

4項めは、岩内町営住宅に居住する65歳以上の単身者で、家賃減免要件が、100分の105以下に該当する世帯数に、ついてであります。 平成24年6月22日現在で、岩内町営住宅に居住している、65歳以上の単身者の世帯数は、370世帯となっております。

この内、家賃減免申請世帯数は46世帯あり、家賃減免要件、100分の105以下に該当する世帯数は、37世帯となっております。

5項めは、岩内町営住宅条例とは別に岩内町営住宅条例施行規則を策定した、趣旨についてであります。

家賃の算定などに関する制度では、所得税法に準じた方式で収入を把握しておりますが、所得税法に準じて減免に係る収入認定を実施した場合には、給与収入と年金収入で、控除額に格差が発生するなど、負担能力に応じた公平性が、確保できない状況となりますので、岩内町営住宅条例施行規則において、生活保護基準を参考にした、「基準額」と「世帯収入」との比較を行うことを規定し、世帯の実情に即して、公平に減免の判定を行うことを趣旨として規則を設定しております。

6 項めは、入居資格に寡婦又は寡夫、母子・父子世帯を含めなかった、根拠についてであります。

岩内町営住宅条例施行規則第2条の2に関する、入居資格につきましては、 単身者用の入居に関する規定であり、寡婦又は寡夫、母子・父子世帯につき ましては、入居の選考において優遇されております。

7項めは、町営住宅入居世帯における、母子・父子世帯数についてであります。

平成24年6月22日現在の、町営住宅入居世帯における母子・父子世帯数は、59世帯となっております。

8項めは、母子・父子世帯についての、減免・徴収猶予の対応についてであります。

減免・徴収猶予の対応については、全世帯に対して随時行っております。 9項めは、地方税法による住民税非課税世帯に対する、減免条例の制定に ついてであります。

家賃の減免につきましては、応能応益家賃制度により算出した額に対し、 負担が困難であるとした、判断がされた場合、家賃をさらに低額にするもの であります。

したがいまして、非課税世帯に対して、現状の収入等に関する内容を確認 しない状況で、減免の割合を確定し、家賃を減額することにつきましては、 入居者間及び入居者と非入居者間における実質的公平感が損なわれる可能性 が、高いと判断しております。

10項めは、裁量階層世帯への、母子・父子世帯の追加についてであります。

地域主権一括法の公布による、公営住宅法の一部改正に伴い、裁量階層の対象範囲につきましても、岩内町営住宅条例施行規則で、規定したところでありますが、現規則の規定には、母子・父子世帯は対象範囲に含まれておりません。

こうしたことから、裁量階層の対象範囲の拡大については、母子・父子世帯も含め、今後、検討してまいりたいと考えております。

11項めは、減免制度の周知についてであります。

家賃の減免に関する周知につきましては、入居時に配布する「公営住宅入居者のしおり」への記載。

毎年、家賃の納付書を発送する際、前年度において減免申請を行った入居者への通知。

随時申告の手続きにより、減免の対象となる可能性のある入居者への案内。 家賃に関する納付相談が行われた、入居者への案内などにより、周知して おります。

12項めは、減免申請の実施割合についてであります。

平成24年6月22日現在の、岩内町営住宅入居世帯数は、1,157世帯、この内、減免申請世帯数は86世帯となっており、全世帯数のうち7.43パーセントが、減免申請を実施している状況であります。

13項めは、エレベーターが設置されていない、同一の中層耐火団地における、階数別の利便性係数に関する、見直しについてであります。

利便性係数につきましては、公営住宅法施行令の規定に基づき、町が町営住宅の在する、区域及びその周辺地域の状況などを勘案し、エレベーター、バリヤフリー、共用部分等の、設備の状況等を反映させ、定める数値であり、当該数値の見直しは、家賃の変動に大きな影響を与えるものであります。

こうした中、町では、岩内町営住宅条例施行規則の規定により、浴槽及び水洗化の有無を、利便性係数として、規定しているところであります。

14項めから17項めにつきましては、公営住宅入居者の費用負担について、関連がございますので、あわせてお答えいたします。

公募や住み替えの際の、排水口及び排水管の確認については、内部修繕を行う際、排水口周りは、全て清掃を実施しており、排水管についても室内清掃を行った段階で、水を流して確認し、異常があれば管清掃などの対応をしております。

水栓蛇口の漏れについては、同じく内部修繕時に漏れなどの不具合がある ものは、更新をしております。

入居後の入居者負担の目途でありますが、水漏れ等が発生した場合は、基本的には入居後6ヶ月までは町の負担で修繕し、それ以降は入居者負担と区分させていただいております。

次に修繕に係る入居者負担区分の対応でありますが、これまでの公営住宅等の修繕箇所の状況から、基本的には入居者の責めによる修繕及び消耗品等の取替については、入居者負担とし、それ以外のものについては、町の負担としております。

修繕等が必要となった場合においても、入居者の利用状況や修繕内容を改

めて確認しながら、個別に負担区分の判断をさせていただき、対応している ところであります。

また、今年度より策定作業を進めている、岩内町公営住宅等長寿命化計画の中で、今後ストックが予定される中層耐火建築物など、各団地・住棟における修繕・改修計画を、検討していく上では、給排水設備などについても、今後、改修等が必要な項目として、検討していかなければならないものと考えており、入居者の負担軽減も考慮しながら、計画策定を進めていきたいと考えております。

18項めは、家賃の減免制度、並びに徴収猶予などの、周知対策についてであります。

ご指摘のとおり、家賃の減免制度、並びに徴収猶予などの措置に関して、 入居者の皆様に十分ご理解いただく必要があると、考えておりますので、今 後、これらの周知につきましては、毎年7月に行う収入申告書を発送する際、 減免の案内に関する、周知文書の同封をするなど、入居者の皆様に理解を深 めていただけるよう、努めてまいります。

### < 再 質 問 >

次、住宅問題です。

平成24年度6月22日現在の住宅入居者世帯数は1,157世帯、減免申請世帯数は86世帯、全体の13.45%が申請と答弁しましたが、公営住宅減免制度は公営住宅法に基づき岩内町営住宅条例や岩内町営住宅施行規則の条例設定趣旨から見ても住宅に困窮する低額所得者に低廉な家賃で、また、高齢者、障害を持つ世帯など、自力で民間賃貸住宅を確保が困難である裁量階層世帯の救済を目的に条例化されたものです。

減免は原則として、入居者からの申請に基づき行うものであるため、減免処置 を受けるに入居者本人からの減免申請が必要です。

100分の105に該当する世帯数37は申請しているのですか。

減免申請が少ないのは、町の周知そのものが弱いこと。

多くの入居者は住宅料の減免制度を知らないのではないのですか。

入居者全般への説明責任のうえからも問題があるのではないのかと言わざるを 得ません。

住宅使用料納付書には、毎月配られる住宅使用料納付書の裏には、納付期限内の納付のお願い、納付期限までに使用料が納付されないと年10.95%の延滞金、滞納した場合延滞金がかかり、納期については毎月口座振替で、振り替え不能の場合には、延滞金がかかり、3ヶ月以上滞納した場合滞納処分を受けます。

また、口座振替が出来なかった場合には、次回不納月分と一括で引き去るなど 収納方法ばかりで、保護基準月額以下の使用者への減免制度の説明が何もありま せん。

住宅使用者へどのような場合に減免となっているのか。

また、どの程度の減免を実施しているかなど、減免を希望する人が手軽に減免 制度について確認できるよう、適切な情報提供を実施する必要があります。

住宅使用料納付書に制度内容の周知のため明記すべきではありませんか。

### 【答 弁】

#### 町 長:

3点めは、公営住宅減免基準にかかる2項目の質問でありますが、1項めの、家賃の減免に関する、入居者からの申請につきましては、岩内町営住宅に居住する65歳以上の単身者で、家賃減額要件100分の105以下に、該当する37世帯につきましては、全て申請が行われている状況であります。

2項めの、減免の周知に関するご質問でありますが 町営住宅の家賃の減免につきましては、入居者の家賃負担能力及び、入居者と非入居者間の公平性の確保などを勘案した、応能応益家賃制度により、算出された家賃であっても、なお、特別な理由により、生活が困窮することが明らかな場合に、家賃を軽減する措置であります。

こうしたことから、町全体における実質的公平性を保つためには、現に生活に困窮している入居者と、町職員が面談を行い、当該入居者に関する、現在の生活状況を把握した上で、家賃の減免の有無を判断し、対応することが重要であると考えます。

現に、こうした面談により、生活に困窮している入居者の実情等を聞き取り、たとえば、本来、減免の対象とならない、入居者から、「親族が病気により障害が残り、治療費並びに保険の対象とならない、医療機材等の支払が増加し、家賃の支払いが困難になった。」などといった実情が把握できた場合には、家賃の減免に関する可能性の調査、並びに関連部局を含めた救済措置に関する協議を行い、相談者に対して、個々の実状に合わせた助言等を行っているところであります。

こうしたことからご指摘のありました、家賃の減免並びに徴収猶予に関する周知について納付書の裏面に記載することを含め減免に関する周知の充実を図るよう検討して参りたいと考えております。

#### < 再 々 質 問 >

減免については、公平性の確保などを勘案した応能応益家賃制度であり、生活が困窮することが明らかな場合の軽減で公平性を保つためとしていますが、減免は入居者からの申請で行うもの、まず、納付書の裏面への記載など行い、利用者へ知らせることが必要です。

全入居者へのきめ細かい周知と相談窓口の設置は公営住宅法から言っても必要と思いますが、いかがですか。

以上、答弁を求めます。

### 【答 弁】

#### 町 長:

4点めは、減免についてでありますが、先ほども御答弁いたしましたが、 ご指摘のありました、家賃の減免並びに徴収猶予に関する周知について納付 書の裏面に記載することを含め、減免に関する周知の充実を図るよう検討し て参りたいと考えております。

以上。

# 5 岩内町立小学校統廃合について

次に、岩内町立小学校統廃合についてお伺いをいたします。

教育長は報告で5月30日開かれた教育委員会において、岩内町立小学校の統 廃合を決め、小学校3校を西小学校東小学校の2校とし中央小学校は廃校にする。 統廃合の実施時期は平成26年4月1日とするとしました。

報告にある7重点検討項目を見ると、保護者や町民の意見がまとまっていると は思えません。

統合する上で地域にとって、子どもにとって統合がどのように影響するのかを 検討しなければなりません。

統廃合の理由が適正規模や効率を優先してはいませんか。

1973年文部省通達、「公立小・中学校の統合について」では「学校規模を重視する余り無理な統廃合を行い地域住民などとの間に紛争を生じたり、通学上著しい困難を招いたりすることは避けなければならない。小規模学校には教職員と児童・生徒との人間的ふれあいや個別指導の面で小規模学校のとしての教育上の利点も考えられる。十分に地域住民の理解と協力を得て行う」など統合のあり方が示されています。

こうした通達から取組の経過を見て、こどもの教育にとってどのような環境が 一番と考えているのですか。

統合による影響や教育環境でのマイナス面はどのように考えていますか。 統廃合についての現場教員からの声は反映されていますか。

父母から出された、1学年1クラスではクラス替えもなくいじめが起きた場合、同じ子どもで6年間過ごさなければならないとの統合容認意見が強く出されていましたが、小規模校には一人ひとりの子どもの顔と名前が一致し、子どもどうし、子どもと教職員との間に温かい関係が出来、学習面でも子ども一人ひとりの状況がよくわかり指導しやすくなるとされています。

検討事項で検討懇談会委員から、多少のいじめはあるので各校で統廃合によるいじめが生まれないよう対応してほしいとの意見が出ています。

こうした意見は、統廃合したから解決できる事ではなく、親と共に子ども達と 教師の信頼関係から解決に向け力を集中する事が必要と考えますが、いかがです か。

こうした現在ある、いじめに対する対応と解決への道筋はつけられていますか。 通学上著しい困難を招いたりすることは避けなければなりません。

スクールバスの要望が出され、費用対効果も含めて検討、体力増進や徒歩通学の楽しさを児童に伝え徒歩通学の必要性も合わせて検討と方針で示されていますが、こうした対象児童はどの程度いるのですか。

低学年の対象になる距離は冬期間のことも考えて判断が必要で送迎手段がある と安心は父母の思いです。

費用対効果ではなく対象となる子どもの立場で判断すべきと思うがいかがですか。

地域の核としての役割から見て、廃校となる学校の活用方法に学校は地域のコミュニティとして、核となる施設であると実施方針で示されています。

地域の学校、教職員や子どもは地域の優れた文化の担い手です。

また、学校は地域の避難所、地域のコミュニティーを紡ぎ出す場所でもあり学校に通ったお祖父さんお祖母さん、その子ども達へと歴史が繋がってきたもので

す。

「1度すべてを廃止し新たな2校」は学校の歴史、卒業生との繋がりを断ち切るものです。

検討課題の学校の名称は、すべての児童に公平とはならないが学校の歴史を引き継ぐ一致点を見つけるよう話し合いを進めることが基本と思いますが、いかがですか。

統廃合の実施時期は平成26年4月1日としました。

今まで岩内町立小学校統廃合検討懇談会や学校、幼稚園、保育所の保護者との 意見交換会、全町民との懇談会など行ってきたと報告していますが今後、残され た課題や、検討事項をどのように取り扱うのか、広く論議を深める場の設置、現 場教員の声と町民への周知はどのように考えていますか。

住民合意のない統廃合はあり得ません。拙速な判断をすることなく十分、検討、 論議の時間を費やして取り組むことが必要と思いますがいかがですか。

地域の都合によって統合が行われることで教職員の異動や臨時教諭の休職などが考えられますが、こうした教諭への配慮や統合された子供たちの精神面でのケアのための配置なども含めて必要と思いますがどのように対応するのですか。

廃校後の学校活用は広く全町民の声を聞き、その運営に生かすことが必要と考えますが、いかがですか。

以上、答弁を求めます。

# 【答弁】

#### 教育長:

5点目は、岩内町立小学校統廃合について、12項目にわたるご質問であります。

1項めは、統廃合の理由が適正規模や効率を優先していないかであります。 この度の小学校の統廃合につきましては、岩内町における教育の機会均等 や教育水準の確保、教育の質の向上を目的として、これにふさわしい教育環 境を整えたいというものであります。

具体的には、1学年1学級の単学級の解消を図り、クラス替えが可能な1学年2学級を確保するとともに、1学級あたりの児童数は20人から30人程度とし、1校あたりの児童数は300人程度とする、岩内町として望ましい学校規模を設定したものであります。

この学校規模については、学校教育法施行規則第41条及び北海道教育委員会が平成19年度に示した公立小中学校における標準的な学校規模の考え方も参考にはしていますが、現状の3校の学校規模の差や1クラス当たりの児童数、更には学校間の距離や地理的条件などを基に、学校保護者、町民の皆さんと検討協議を進めて参りました。

なお、これまで進めてきた検討協議につきましては、国が定めている適正 規模や効率という観点での検討はしていないものであります。

2項めは、こどもの教育にとってどのような環境が一番と考えているかであります。

子どもにとって、どのような教育環境が一番望ましいかについては、各種の理論や学説はあるものの、その地域における諸条件により異なるものであり、決定的な理論的な根拠は存在しないものと考えます。

よって、それぞれ固有の地域環境にある学校という集団生活の場の中で、

子どもの学習・生活面と教育指導面などにおけるメリット・デメリットや地理的な面などを検証し、子どもの目線に立った環境を提供することが何より重要なことであると考えております。

なお、この度の統廃合により、中央小学校の児童が2校に別れるなどマイナス面もありますが、この点も十分配慮し統廃合を進めることとしております。

3項めは、統廃合についての現場教員からの声は反映されているかであります。

この度の統廃合は、岩内町立小中学校適正配置基本方針に基づくものでありますが、この基本方針を策定するに当たっては、岩内町立小中学校の学校職員全員に対し、意見募集の文書を配布し、9名の職員の方から意見の提出がありました。

また、各小中学校で開催しましたPTAとの意見交換会や実施方針案の説明会においても、学校職員が参加されており、提出されたご意見については、これまでの検討協議の中で参考にさせていただいております。

4項めと5項めは、いじめに対する対応等についてであります。

これまでの学校等保護者との意見交換会や統廃合検討懇談会委員からも、クラス替えが出来ない環境といじめとの関係、いじめにあった場合の学校変更など、いじめに関連するご意見は多く出されております。

いじめの問題解決は、とても複雑でありクラスや学校変更により解決出来るものではなく、ご指摘にもありますように、子ども、保護者、教職員との信頼関係が重要でありますが、クラス替えなどにより環境を変えることも一つの手法であると考えております。

いじめ問題への対応については、いじめの未然防止、早期発見、早期対応を図り、いじめ問題への取り組みの一層の充実が求められております。

このため、各小中学校で年2回以上のいじめの把握のためのアンケート調査や個人面談を実施し、学校だよりでの保護者への結果周知など、各校で工夫を凝らしながらいじめ問題に取り組んでいるところであります。

6項めと7項めは、通学距離とスクールバスの関係についてであります。 この度の統廃合により、中央小学校に通学している児童の多くは、通学距離が伸びることとなり、この中で、実施方針で定めた2.5キロメートル若しくは3キロメートル以上の児童は、各年度で増減いたしますが15名程度と推計しており、この児童へは何らかの配慮が必要と考えております。

スクールバスの導入については、保護者との意見交換会や検討懇談会委員からスクールバスは必要との意見と、バスまでは必要ないとの意見が出されております。

こうしたことから、スクールバスの導入については、今後も引き続き検討することになっておりますが、その中で一定の通学距離対象児童の保護者のご意見も伺って参りたいと考えております。

8項めは、学校名称についてであります。

学校の名称変更については、存続校の名前を使用する、新たな名称を付けるなど町民意見に賛否両論があり検討懇談会で決定することが難しかったことから、引き続き検討を行うとしております。

こうしたことから、名称決定に当たっては統廃合方式とも大きく関わることから、ご指摘のあった意見も参考にしながら慎重に検討するとともに、学

校の歴史もきちんと引き継がれるよう配意して参ります。

9項めは、統廃合実施時期までの取り組みについてであります。

今後の取組については、各小学校の校長や教職員及びPTAの代表、保育所、幼稚園の代表、町内会、更には公募委員などで組織する、仮称でありますが岩内町立小学校統廃合準備委員会を設置し、具体的な統廃合の準備作業に着手するとともに、引き続き検討が必要とされた事項について検討を進めることとしております。

また、検討を進める中で、町民のご意見を伺うこととしておりますし、準備作業の進捗状況等についても広報いわないなどを通じ、町民の皆さんに情報提供して参ります。

10項めは、住民合意についてであります。

この度の統廃合につきましては、平成20年度より検討を開始し、岩内町立小中学校適正配置基本方針及び岩内町立小学校統廃合実施方針を策定するに当たっては、学校・保育所・幼稚園の保護者アンケートの実施や意見交換会の開催、更には町民懇談会や意見募集の実施等、多くのご意見やご要望を伺う場を設け、検討協議を進めて参りました。

こうしたご意見やご要望を基に、岩内町立小学校統廃合検討懇談会で存続する学校の評価や時期等を検討方針案として定め、教育委員会会議で決定したところであります。

このように多くのご意見を伺う場を設けるなど、一定の時間を要し、丁寧に検討作業を進めてきたものと考えておりますので、行政と保護者、地域の皆さんと統廃合の目的や存続すべき学校評価等の共通理解を得ているものと考えております。

11項めは、統廃合に伴う教職員の配慮や児童への精神的なケアについてであります。

統廃合に伴う児童への配慮については、重要な事項であることから実施方針の中でも項目を設け、児童の不安解消などメンタル面に配慮した取り組みを検討して参りました。

こうしたことから、今後は、具体的な配慮事項と対応について、準備委員会の中で検討を進めて参ります。

また、教職員の異動については、北海道教育委員会で行われるものでありますが、教育委員会としても多くの教職員が町内異動の出来ることが、児童にとっても良いことではないかと判断しており、この点も今後の検討事項としております。

12項めは、廃校後の活用方法についてであります。

統廃合実施方針にもありますように、廃校となる学校は町民に開放し、多くの皆さんが有効活用出来るよう検討を進めるとともに、学校は地域コミュニティとして、核となる施設であるので、検討を進める上で再度、町民の意見を聞く場を設けることとしております。